
**The 4th UN World Conference
on Disaster Risk Reduction**

配布: 一般
2023年12月27日
言語: 日本語

Agenda item: 災害リスクの軽減とレジリエンスの構築

Sponsor: Australia, Brazil, Canada, Chile, China, El Salvador, Fiji, France, Germany, Haiti, India, Indonesia, Iran, Italy, Japan, Mauritania, Mexico, Mozambique, Myanmar, New Zealand, Pakistan, Philippines, Republic of Korea, Rwanda, Seychelles, Somalia, Sri Lanka, Syria, Türkiye, United Kingdom, U.S.A., Viet Nam

世界防災宣言

国連防災世界会議は、

仙台防災枠組における各国に示された行動計画を想起し、

国連防災機関の活動には透明性が伴っていないことを懸念し、

防災を無視した開発が一部の途上国で行われていることを残念に思い、

仙台防災枠組の実効力が低いことを遺憾に思い、

防災に関する知識・技術共有は促進されるべきものであることを強調し、

防災において早期警報システムの役割を認識し、

子供を対象とした防災教育の重要性を認識し、

減災の効率の高さは応急に比べて高いことを認識し、

災害が発生した国に対する技術的な支援の重要性を認識し、

災害に対する歴史的建造物の脆弱性を認識し、

国際社会ににおいて防災・災害対応における男女格差が多発していることを懸念し、

多くの国で災害時における女性への暴力が問題になっていることを遺憾に思い、

多くの国で災害時において男性は「強い性別」として過度な期待をもたれ、救助活動などの災害対応において

危険にさらされる事があることを遺憾に思い、

防災・災害対応における男女格差はどのような場合においても許容されるべきではない問題であることを確認し、

多くの国においてその国の公用語を話さない人が災害対応において弱者となっていることを懸念し、

災害時における社会的弱者への差別・格差は多くの国で未だ発生している問題であることを認識し、

災害対応に関する技術的支援によって得られた結果に不明な点があることを遺憾に思い、

災害対応に関する人材育成の重要性を認識し、

パリで開催された COP21 における取り組みに満足を示し、

パリ協定において設定された 1.5°C 目標の達成は国際的な協力がなければ達成が不可能な目標であることを懸念し、

国際社会において災害に対応しうるインフラの整備が不十分であることに懸念し、

現在先進国からの資金援助において有効に活用されていない資金が拠出されていることを懸念し、

現状、UNDRR（国連防災機関）の業務が多く、十分な災害対策及び被災国支援の機能を果たせていないことを遺憾に思い、

多くの途上国が災害による被害の対応を必要としていることを認識し、

医師や防災専門家、教師の派遣や育成が足りていないことを遺憾に思い、

防災後進国において避難所の整備が足りていないことで避難民のプライバシーが守られていない状況を遺憾に思い、

災害の被害を予想したハザードマップの重要性を確信し、

災害警報システムの導入により災害による被害を抑えられることを信じ、

各国が定期的に防災・被災支援について会議を開くことの重要性を強調し、

報告書を定期的に出すことで支援状況の透明化を図ることの重要性を強調し、

多角的な支援が防災・被災支援を行う上で重要であることを認識し、

子供だけではなく大人に対しても防災教育を施すことの重要性を認識し、

先進国にはすべての途上国に過不足ない支援をするほどの財力はないことに注意し、

1. 開発途上国に対し先進国からの援助や技術支援を有効活用し防災を重視した開発を行うことを要請する；
 - a. 有効に活用されていない資金提供を防ぐための活用方法や経路を示す報告書の作成；
 - b. 医師や防災専門家、教師の派遣や育成など、人材支援における取り組み内容の報告；
2. 各国に対し、災害に関する以下の内容を含むデータをまとめた報告書を提出することを促す；
 - a. 過去 10 年以内に発生した災害及びその被害状況；
 - b. 災害死者数及び被害者数
3. 各国に対し防災に関する知識・技術共有を促す；
4. 各国に対し減災・防災対応を促す；
5. 各国に対し子供に対する効果的な防災教育の導入を促す；
6. 各国に対し子供だけではなく大人に対する防災教育も実施することを促す；
7. 各国に対し早期警報システムの拡充を促す；
8. 災害時において歴史的建造物の保護には細心の注意を行うことを求める；
9. 各国に対し全ての人が参画できる災害対応を目指し意識改善・制度改革に取り組むことを要請する；
10. 各国に対し災害対応の多言語化を要請する；
11. 各国に対し以下の対応を要請する；
 - a. 災害時における女性への暴力の防止；
 - b. 災害時における男性への過度な負担の軽減；
 - c. 災害時における外国人、高齢者や障がい者、その他のマイノリティへの配慮・差別防止の促進；
12. 災害対応に関する資金共有は国際社会全体で協力して行っていくべきであることを強調する；
13. 各国に対し、災害対応に関する技術的支援のフィードバックを行っていくことを要請する；
14. 各国に災害対策のための人材教育のために人材を積極的に受け入れることを求める；
15. 各国に対し災害に対応しうるインフラの整備を促す；
16. 支援国に対し 1 年ごとに支援金の拠出額を検討することを奨励する；
17. UNDRR において支援金の用途と支援の効果を検証する監査組織を設立することを求める；
18. 監査組織においては 3 年に 1 回防災・被災状況に関する会議を行う；
19. 被支援国に対し支援開始から 11 ヶ月から 13 ヶ月の間の進捗を報告書にまとめ、下部組織に提出することを求める；
20. UNDRR（国際防災機関）に新たな防災または被災支援を行う監査組織を設けることを強く要請し、

21. 次のことを、UNDRR に強く要請する；

- a.) 金銭的支援をする場合は、有効に活用されない支援の提供を防ぐために活用方法や経路の透明化をし、提供国へ報告する
- b.) 医師や防災専門家、教師の派遣や育成など、人材支援の際も提供国や協力国へ報告する
- c.) プライバシーの確保のため避難所の整備を進める
- d.) インフラの整備を進める
- e.) ハザードマップの整備、そして各国での有効活用を進める；
- f.) 将来的に各国に災害警報システムを構築するための人材・技術支援

22. 防災支援の透明化のため次のことを新たな監査組織に強く要請する；

- a.) 3年に一度、各国の防災・被災状況を報告するため、会議を開く
- b.) 被支援国は支援開始から11か月から13か月の間の進捗を報告書にまとめ、監査組織に提出する。
 - i.) 自国の災害発生状況、支援金の会計と用途の明示、災害対応に関する技術支援及び物資支援のフィードバックの情報をまとめた資料を年次報告書とする。
- c.) 被支援国が報告書を提出しない場合以下の措置をする
 - i.) 提出日を3か月過ぎたら、勧告が出される
 - ii.) 一回目の勧告を出されてから3か月たっても出されない場合、処罰を下す
 - iii.) 2回勧告が出された場合、処罰を下す
 - iv.) 処罰の内容は一年間の支援縮小
 - v.) 処罰の度合いは初回の定期会議で話し合うとする
- d.) 一国の申請ののち、国連加盟国の三分の一以上の賛成が得られた場合、臨時会議として速やかに開催する
- e.) 災害に関する緊急事態の場合も緊急会議を速やかに開催する